

識者が語る

消費税増税

4/11 金

安倍晋三政権が10月

に狙う10%への消費税

増税の問題点につい

て、3人の識者（それ

ぞれ上・下2回連載）

に語っていただきまし

た。

安倍晋三首相は消費税

増税を国民にのませる口

実として、全世代型社会

保障への転換を掲げま

す。施政方針演説では、

「全世代型社会保障への

転換とは、高齢者の皆さ

んへの福祉サービスを削

減する、との意味ではま

ったくありません」と述

べました（1月28日）。

偽り言で増税

安倍晋三首相は10月から消

費税10%への増税をねら

います、それと引き換え

に低所得の高齢者向け給

付金などをを行うから「削

減ではない」としていま

浦野広明さん ①



立正大学法学部客員教授（税法学）

は、19年度の公的年金の支給額について、物価や賃金の上昇に応じて本来受け取れるはずの年金額の伸びを0・1%に抑えて、実質的に0・5%（約2550億円）削減するとしています。10月には、75歳以上の低所得者の医療保険料軽減措置を廃止します。参院選が終われば、全世代の負担増・給付減を進めます。

要介護1～2の人向けの生活援助の保険給付を外すのですから、安倍晋三首相が言う「介護離職ゼロ」



消費税10%ストップを訴える人たち=1日、東京・新宿駅西口

する憲法規定をどのように理解するかについて

は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に関

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、国（ないし公共

団体）を拘束するもので

す。だから憲法は、国民

の権利と国家の義務とが

対応するという仕組みの

上に成り立っています。

消費税に頼らなくても

財源は十分あります。例

えば、大資産家ほど有利

な所得税の証券税制の一

律20%の課税を是正し、

法人税の大企業優遇制度

を見直すことにより、消

費税に頼らず、財源問題

が解決します。

憲法・軍拡人権保障の立場から

（富）の偏りや所得分配が不公平になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

うに、法律でこれを定め

る（2項）と規定してい

ます。税は公共の福祉を

理由に財産権を侵しま

す。税と公共の福祉に關

するとしている大企業

の理解の仕方です。19

89年の消費税導入以

来、消費税の収入は累計

372兆円であるのに對

して、法人3税の減収額

は累計290兆円で、消

費税の穴埋めに消えてい

ます。

は、憲法の税原則に違反

が不平等になることは避けられません。そこで、多額の所得や資産に対する累進的に課税することによって累進的に課税することで得た富を、社会保障や福祉などを通じて弱者に

移すこと（生存権）。

憲法は、根本的に対立する二つの考え方があります。

一つは、国民の基本的人権の保障を根本的にとらえる考え方です。つまり、国民の多数の人権を

侵してはならない（1項）、「財産権の内容は、

公共の福祉に適合するや

う